

○厚生労働省令第二十三号

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第六号）の施行に伴い、及び児童福祉法（昭和二十二年第六百六十四号）第三十四条の十六第二項及び第四十五条の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第八号口中「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に、「外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交

通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室」を、「付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に改める。

第二条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第七号ロ及び第四十三条第八号ロ中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改める。

#### 附 則

この省令は、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行の日(平成二十八年六月一日)から施行する。